

不当廉売関税(アンチダンピング関税)を
課することを求める書面の作成の手引き

(令和5年4月)

財 務 省
経 済 産 業 省

目次

I	本資料の目的及び位置づけ	1
II	調査に関する手続の概要	1
1	課税を求める書面の提出から課税に至るまでの流れ	1
2	課税を求める書面の提出方法	2
3	相談窓口	2
4	調査当局	2
5	本邦の利害関係者による協力	2
III	課税を求める書面の作成について	4
1	課税を求める書面の作成	4
2	課税を求める書面の作成及び証拠の添付に当たっての留意点	4
3	課税を求める書面及び証拠の秘密としての取扱い	4
IV	課税を求める書面の記載例(表紙)	5
V	課税を求める書面の記載例(課税を求める書面に記載すべき事項)	6
1	申請者の氏名又は名称及び住所又は居所	6
2	不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴	7
2-1	当該貨物の品名	7
2-2	当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号	7
2-3	当該貨物の銘柄、型式及び特徴	7
3	不当廉売された貨物の供給者又は供給国	9
4	本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情	10
4-1	本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物	10
4-2	申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明	11
5	不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要	13
5-1	当該貨物の輸入の事実	13
5-2	当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実	21
6	提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由	30
7	当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況	32
8	その他参考となるべき事項	34
8-1	不当廉売された貨物の輸入者及び供給者	34
8-2	当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等	34
8-3	当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体	34
8-4	当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体	35
8-5	当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況	35
8-6	当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況	35

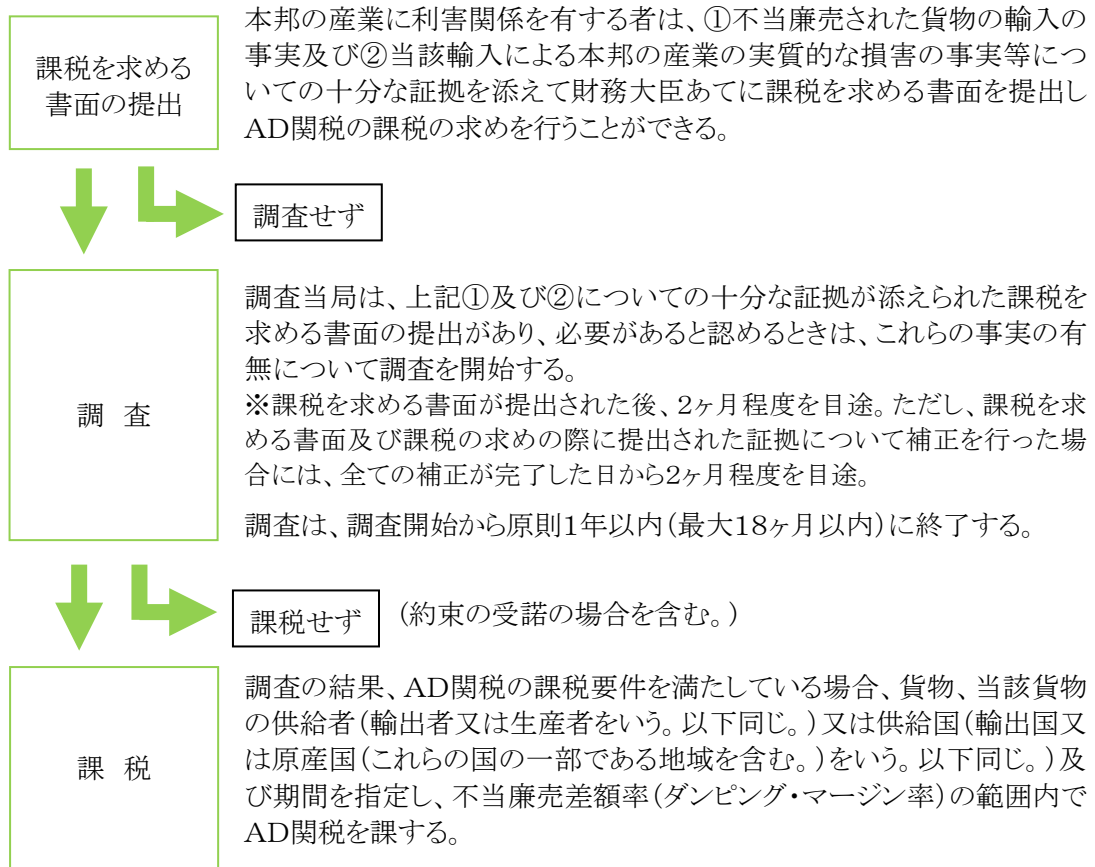
I 本資料の目的及び位置づけ

本資料の目的は、不当廉売関税(以下「AD関税」という。)を課することの求め(以下「課税の求め」という。)を検討している企業等に対して、どのようにAD関税を課することを求める書面(以下「課税を求める書面」という。)を作成するのか、及び不当廉売された貨物の輸入の事実等についての調査(以下「AD調査」という。)を開始するか否かを決定する上で必要となるべき証拠は何かを提示することにある。課税を求める書面を作成するために必要となる事項及び課税の求めの形式は関税定率法(以下「法」という。)、不当廉売関税に関する政令(以下「政令」という。)、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)に規定されているため、本資料はこれらを補完し、課税を求める書面の作成において惹起され得る疑問点について説明するとともに、課税を求める書面の具体的な記載例を示すことにより、AD関税を課することを求めようとする者(以下「申請者」という。)の参考に供することを主眼において作成されたものである。

本資料は何ら法的拘束力を有するものではなく、本資料の内容を、課税を求める書面に含まなければならない内容として強制するものではない。また、申請者は事案ごとの状況に応じて適当と考える証拠を提出することとなる。なお、AD調査の開始については、課税を求める書面及び課税の求めの際に提出された証拠について、調査当局がその正確さ及び妥当性を検討し、AD調査開始の正当性を決定するため、本資料に沿って課税の求めを行うことで自動的に調査が開始されるものでないことに留意が必要である。

II 調査に関する手続の概要

1 課税を求める書面の提出から課税に至るまでの流れ



※詳細については3頁<参考>参照のこと。

2 課税を求める書面の提出先

課税を求める書面の提出先は、財務省関税局関税課特殊関税調査室とし、名宛人は、財務大臣とする。提出に際して電磁的記録媒体を提出する場合には、書面による提出部数は最低1部とし、当該媒体を提出しない場合には、書面による提出部数は最低4部とする。

3 相談窓口

課税の求めに関する相談の担当部局は、以下の部局とする。

- 財務省関税局関税課特殊関税調査室

〒100-8940
東京都千代田区霞が関3-1-1
電話番号:03-3581-8236
電子メールアドレス:anti.dumping@mof.go.jp

- 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室

〒100-8901
東京都千代田区霞が関1-3-1
電話番号:03-3501-3462
電子メールアドレス:bzl-qqfcbk@meti.go.jp

4 調査当局

調査を開始することが決定されたときは、財務省、経済産業省及び当該本邦の産業を所管する省の関係職員からなる調査担当者団を設け、調査を行う。

5 本邦の利害関係者による協力

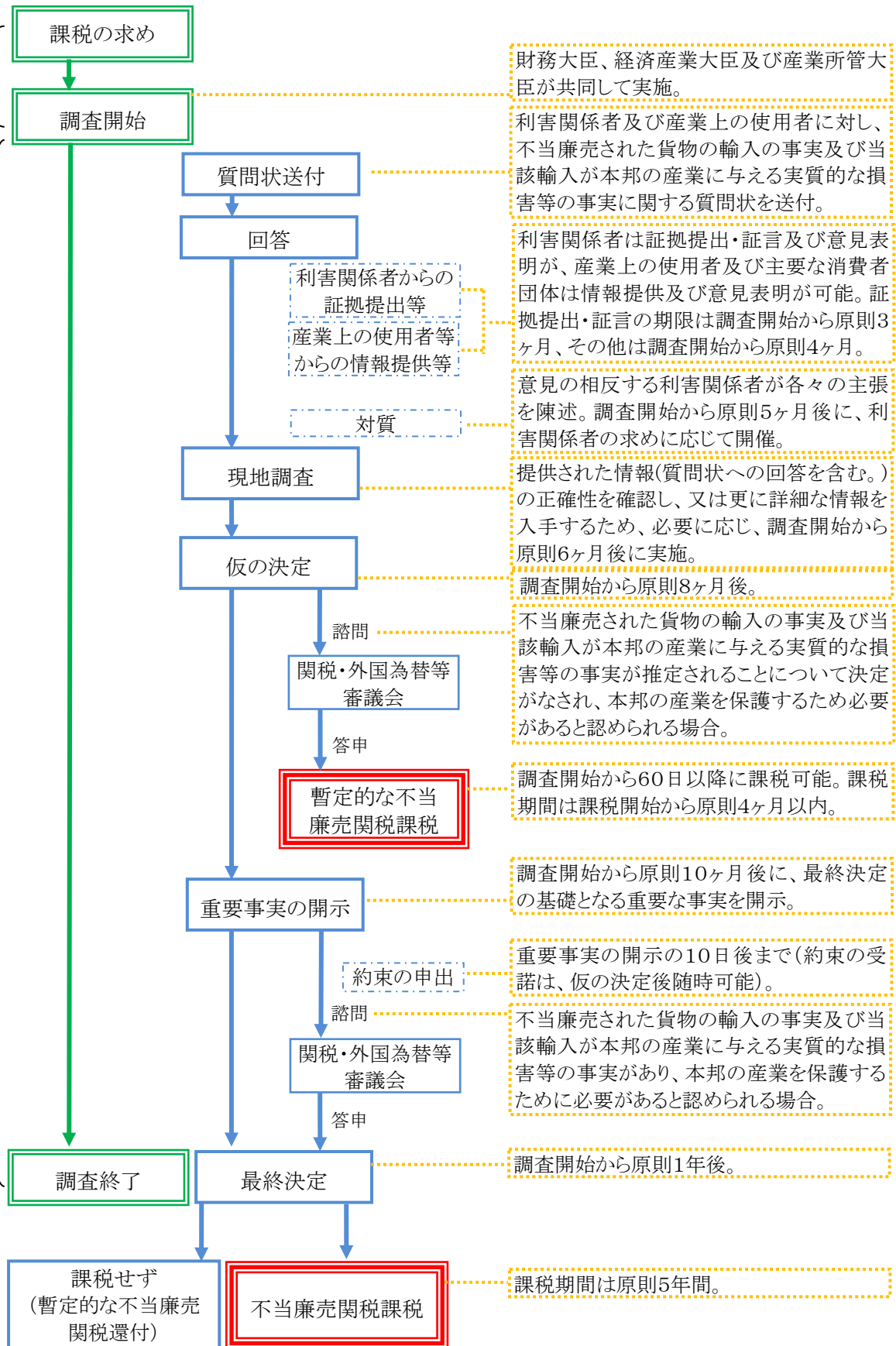
AD調査には本邦の利害関係者による協力が不可欠である。調査が開始された場合、利害関係者には調査当局からの質問状への対応が求められ、また、それぞれの者に対する現地調査への協力等が求められることがある。

(注)利害関係者とは、不当廉売された貨物の供給者、輸入者及び当該貨物と同種の貨物を生産する本邦の生産者等をいう。

不当廉売関税調査手続の基本的フローチャート

原則二ヶ月を目途

原則一年以内(最大十八ヶ月以内)



III 課税を求める書面の作成について

1 課税を求める書面の作成

課税を求める書面には下記の事項を記載する必要がある。各事項の具体的な記載方法については、次頁以降の課税を求める書面の記載例において示すこととする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴
- (3) 不当廉売された貨物の供給者又は供給国
- (4) 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情
- (5) 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要
- (6) 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由
- (7) 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況
- (8) その他参考となるべき事項

2 課税を求める書面の作成及び証拠の添付に当たっての留意点

- (1) 課税の求めに当たって、申請者は合理的に入手可能な最善の情報を証拠として提出する。当該証拠は、商業上又は公的に入手可能な情報源から得られたものであることが望ましい。
- (2) 添付された全ての証拠について、その出所、時期及び期間を明記する。また、得られた情報から数値を算出した場合には、その算出方法を詳細に記載する。
- (3) 課税を求める書面の本文には、説明に必要な事項のみ記載することとし、その他の参考とすべき事項は、別紙とすることが望ましい(ただし、どの別紙を用いたか分かるように、同書面の本文には、関連する別紙の番号等を明記する。)
- (4) 金額については使用する通貨や単位を統一する。通貨を換算する場合には使用する為替レート及びその出所を明記する。
- (5) 資料の提出が求められている項目について、当該資料が提出できない場合にはその旨及び理由を記載する。

3 課税を求める書面及び証拠の秘密としての取扱い

- (1) 開示されると事業に差し障りのある記載部分については、課税を求める書面又は証拠における記載部分について秘密としての取扱いが必要となるのかを指定し、その理由を書面にて提出することにより、秘密として取り扱うことを求めることができる(後述する V6 参照)。
- (2) 課税を求める書面又は証拠に秘密としての取扱いを求める記載部分が含まれる場合には、課税を求める書面等は、当該記載部分も含めた「非開示版」と、当該記載部分を要約した「開示版」の二種類を提出する必要がある。なお、要約する方法については、ガイドライン別添3の「秘密証拠等の要約の作成例」を参照する。
- (3) AD調査を開始することが決定された場合は、速やかに不当廉売された貨物の供給者又はその団体、輸入者又はその団体及び輸出国政府に対して開示版の課税を求める書面が提供されることになる。また、他の利害関係者に対しても、開示版の課税を求める書面が提供される場合がある。

IV 課税を求める書面の記載例(表紙)

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

財務大臣 〇〇〇〇殿

申請者

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇〇株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇

〒000-0000

東京都□□区□□△丁目△番△号

□□□株式会社 代表取締役社長 □□□□

〒000-0000

東京都◇◇区◇◇△丁目△番△号

◇◇◇株式会社 代表取締役社長 ◇◇◇◇

申請代理人(代理人を使用する場合)

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

〇〇法律事務所

上記申請代理人弁護士 〇〇〇〇

『A国』産の【B】に対する不当廉売関税を課することを求める書面

『A国』から輸入された【B】について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実がありますので、不当廉売関税に関する政令第7条第1項に規定する不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての証拠を添えて、関税定率法第8条第4項の規定により当該【B】に対し不当廉売関税を課することを求めます。

V 課税を求める書面の記載例(課税を求める書面に記載すべき事項)

1 申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

記載例

1.申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

本件の申請者は、〇〇株式会社(以下「〇〇」という。)、□□株式会社(以下「□□」という。)、◇◇株式会社(以下「◇◇」という。)で、所在地はそれぞれ以下のとおりである。申請者の事業内容は、いずれも【B】の製造及び販売である。

別紙として、直近の有価証券報告書(別紙○)を提出する。

〇〇

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

□□

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

◇◇

〒000-0000

東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号

関係法令等

- 政令第7条第1項第1号

解説

- 本セクションにおいては、申請者の氏名又は名称及び住所又は居所を記載する。
- 申請者が団体の場合は、法人登記簿、定款又はその他公表情報であって団体の存在が確認できるもの(連絡先や役員名等)を添付する。また、当該申請が団体として合意されたものであることを示すための資料として、例えば、団体の意思決定について示された議事録等を添付する。
- 申請者が法人の場合は、会社の概要を示す資料として、有価証券報告書やパンフレット等の資料を添付する。

2 不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

2-1 当該貨物の品名

2-2 当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

2-3 当該貨物の銘柄、型式及び特徴

記載例

2.不当廉売された貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

2-1.当該貨物の品名

【B】

2-2.当該貨物の所属する関税定率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号

- 関税定率法別表の適用上の所属区分:第 1234・56 号の一の(一)のC (【B’】)
- 輸入統計品目番号:1234.56-789 (【B’】)

2-3.当該貨物の銘柄、型式及び特徴

【B】は、関税定率法別表第 1234・56 号の一の(一)のCに掲げる【B’】のうち、厚さが○mm以上、かつ○○の含有量が**%未満のものである。

【B】は、その純度によって a タイプ(高純度品)、b タイプ(普通品)、c タイプ(合金品)、d タイプ(再生品)に区分される。各タイプに共通した特性等及びタイプごとの特性等の差異は以下のとおりである。

① 物理的・化学的特性

- a、b、c、d タイプとも、日本市場において ISO 規格○○に整合することが要求される点で共通している。当該規格に基づく物理的・化学的特性を別紙○として提出する。
- ISO 規格○○に整合する【B】のうち、強度が…、耐食性が…、加工性が…、純度が…のものが b タイプである。b タイプと a、c、d タイプの物理的・化学的相違点は以下のとおり。
 - ・ a タイプは、b タイプを精製し、純度を○%に高めたものである。そのため、b タイプよりも強度及び耐食性が xx 割程度高くなる。
 - ・ c タイプは、b タイプに○○を○～○%合成したものである。○○を合成することにより、加工度が b タイプよりも xx 割程度高くなる。
 - ・ d タイプは、使用済みの a、b、c タイプから精製されるため、強度、耐食性、加工性及び純度がやや低くなる。

② 用途

- いずれのタイプとも、主に、道路、鉄道、港湾施設及び建築分野に使用されており、主な産業上の使用者は○○、△△、□□等の土木工事会社である。
- a タイプは、b タイプよりも高い強度及び耐食性が必要な箇所に使用され、c タイプは、b タイプよりも高い加工性が必要な箇所に使用される。d タイプは、強度、耐食性及び加工性が a、b、c タイプより低いことから、これらの要求が比較的低い箇所に使用される。

③ 販売経路

- 大部分が、不当廉売された貨物【B】の生産者から輸出商社及び輸入商社を経由し、本邦における産業上の使用者に流通している。一部には、生産者から産業上の使用者に直接流通している貨物もある。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第2号

📖 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売された貨物（不当廉売関税を課することを求める貨物をいう。以下同じ。）の品名、銘柄、型式及び特徴に係る事項を記載する。
 - 申請者は、不当廉売された貨物の定義について誤解が生じないよう、特に以下の点を含めつつ、可能な限り詳細な定義付けを行うことが求められる。
- ① 不当廉売された貨物の客観的な定義付け（輸入統計品目表上の記載と一致する場合もあれば一致しない場合もある(注)）。例えば太さや長さ等の物理的特性等により、調査当局（及び税関当局）が不当廉売された貨物を正確かつ明確に識別できるようにすべきことを念頭におく。また、不当廉売された貨物を細分化し限定することによる迂回輸入の可能性も考慮する必要がある。
 - ② 不当廉売された貨物の詳細な定義付け。これには以下を含むべき。
 - 関税分類等（不当廉売された貨物の所属する関税率法別表の適用上の所属区分及び輸入統計品目番号）
 - 物理的・化学的特性
 - 用途
 - 販売経路
 - 不当廉売された貨物に複数の商品タイプが存在する場合には、全ての商品タイプが不当廉売された貨物の定義に含まれることが正当であるかどうか、及び全ての商品タイプを1つの貨物として扱うべきか否かの説明をすべき。この説明の上で、物理的・化学的特性等の差異の有無及びその内容、用途の違い等を説明することが必要となる。
 - ③ 添付すべき資料として、申請者が入手した不当廉売された貨物の商品見本、商品カタログ、業界内の商品分類表等が考えられる。

(注) 不当廉売された貨物の客観的な定義付けが輸入統計品目表上の記載と一致しないと考える場合は、その定義付けが妥当であることを十分詳細に説明する（同一の輸入統計品目でありながら、不当廉売された貨物に含まれない貨物がある場合に如何なる理由で不当廉売された貨物に含まれないのかについての詳細な説明を含む。）。ただし、輸入統計品目表の分類をさらに細分化した貨物を不当廉売された貨物として調査することは実務的に困難なこともある。

3 不当廉売された貨物の供給者又は供給国

記載例

3.不当廉売された貨物の供給者又は供給国

不当廉売された貨物の本邦への供給国は『A国』である。

不当廉売された貨物について、申請者が知り得た『A国』における生産者及び輸出者は以下のとおりである。ただし、以下の生産者及び輸出者は申請者の調査によって判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

生産者及び輸出者

供給国	生産者	輸出者
A国	**CO.,LTD ##CO.,LTD	**CO.,LTD !!CO.,LTD *!CO.,LTD

(注) 生産者及び輸出者の所在地及び連絡先は別紙○のとおり。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第3号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売された貨物の供給者(生産者及び輸出者)及び供給国に係る事項を記載する。
- 供給者
 - 申請者が知り得た全ての生産者及び輸出者について、それぞれの名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 課税を求める書面に複数の供給国が含まれる場合(不当廉売された貨物が複数の供給国で生産され、本邦に輸入されている場合)、それぞれの国(又は地域)について、知り得た不当廉売された貨物の供給者の名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 供給国で生産された不当廉売された貨物が別の国(又は地域)を経由して本邦に輸出されている場合、当該経由国(又は地域)での知り得た供給者にも言及する。
- 供給国
 - 課税の対象とすべき国又は地域を「供給国」として記載する。
 - 課税を求める書面に複数の供給国が含まれる場合(不当廉売された貨物が複数の供給国で生産され、本邦に輸入されている場合)※、それぞれの国(又は地域)を記載する。
 - 供給国で生産された不当廉売された貨物が別の国(又は地域)を経由して本邦に輸出されている場合、当該経由国(又は地域)にも言及する。

※複数の供給国を含める場合は、以下の点に留意する。

- ✓ 「5-1 当該貨物の輸入の事実」において、国ごとに正常価格、輸出価格、不当廉売差額(ダンピング・マージン)を記載する。(例:「5-1-1 A国、5-1-1-1 正常価格、5-1-1-2 本邦向け輸出価格、5-1-1-3 不当廉売差額(ダンピング・マージン)」、「5-1-2 C国、5-1-2-1 正常価格、…」)
- ✓ 「5-2 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」において、複数国からの輸入が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価するために必要な要件を充たしている旨の説明が必要(詳細は「5-2-1 累積的な評価(※複数の供給国が含まれる場合のみ必要な項目)」参照)。

4 本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

4-1 本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物

記載例

4.本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

4-1.本邦の産業が生産する不当廉売された貨物と同種の貨物

本邦の産業が生産する【B】は、不当廉売された貨物と同様、その純度によって a タイプ（高純度品）、b タイプ（普通品）、c タイプ（合金品）、d タイプ（再生品）に区分される。各タイプに共通した特性等及びタイプごとの特性等の差異は以下のとおりである。

① 物理的・化学的特性

- 上記 2-3 で説明した不当廉売された貨物と同様に、a、b、c、d タイプとも、ISO 規格〇〇に整合することが要求される。a、b、c、d タイプ相互間の物理的・化学的な相違点も、不当廉売された貨物と同じである。
- 本邦の産業が生産した【B】について、当該規格に整合することを証する分析証を別紙〇として提出する。

② 用途

- 上記 2-3 で説明した不当廉売された貨物の用途と同様である。

③ 販売経路

- 上記 2-3 で説明した不当廉売された貨物と同様に、専門商社を経由し、産業上の使用者に流通しており、一部には、生産者から産業上の使用者へ直接販売されるものもある。

④ 製造工程

- 原料となる〇〇に△△△を加えて溶解し、×××を抽出する。それに□□□を加えて加熱し、液状化した後、電気分解して精製し、〇mm 以上の厚さにプレスする。この工程は a、b、c タイプに共通している。
- a タイプは、b タイプよりも高い電圧で電気分解を行う。
- c タイプは、抽出した×××に、□□□及び◇◇◇を加える。
- d タイプは、使用後の a、b、c タイプを加熱し液状化した後、〇mm 以上の厚さにプレスする。
- それぞれのタイプについて、製造工程を示した図を別紙〇として提出する。

⑤ 不当廉売された貨物との同種性

- 上記のとおり、不当廉売された貨物と本邦の産業が生産する【B】は、物理的・化学的特性、用途、販売経路及び製造工程が概ね同じであり、代替性を有している。したがって、本邦の産業が生産する【B】は不当廉売された貨物と同種の貨物である。

4-2 申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

記載例

4-2.申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当することの説明

申請者は、上記【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全〇社のうちの3社であり、その〇〇年度の【B】生産量の合計は、本邦【B】総生産量の75.0%を占める。

よって、申請者は不当廉売関税に関する政令第5条第1項に定める「本邦の産業に利害関係を有する者」に該当する。

申請者の【B】の生産状況

		〇〇年度※ (千MT)	国内総生産 量に占める 割合 (%)
国内総生産量	(a)	400	100.0%
申請者	合計 (b)	300	75.0%
	〇〇	123	30.8%
	□□	98	24.5%
	◇◇	79	19.8%
申請者以外の本邦生産者	合計 (a)-(b)	100	25.0%
	△△株式会社 (c)	48	12.0%
	その他 (a)-(b+c)	52	13.0%

(出所:〇〇〇)

なお、申請者は、不当廉売された貨物の供給者又は輸入者との間に、不当廉売関税に関する政令第4条第2項各号に掲げられている関係は有していない(別紙〇の有価証券報告書参照。)。また、不当廉売された貨物を申請日の6か月前の日以降に輸入していない。

📖 関係法令等

- 政令第4条第1項
- 政令第4条第2項
- 政令第5条第1項
- 政令第5条第2項
- 政令第7条第1項第4号

📖 解説

- 本セクションにおいては、本邦の産業(生産者)が生産する同種の貨物、及び申請者が本邦の産業に利害関係を有する者に該当すること、の説明を記載する。
- 本邦の産業が生産する同種の貨物について、不当廉売された貨物と同種であることが判断できる詳細な説明を行う。これには以下を含むべき。
 - 本邦の産業が生産する貨物の物理的・化学的特性
 - 用途
 - 販売経路
 - 製造工程
 - 本邦の産業が生産する同種の貨物に複数の商品タイプが存在する場合には、全ての商品タイプが同種の貨物であるかどうか、及び全ての商品タイプを1つの貨物として扱うべきか否かを説明すべき。これを説明する上で、物理的・化学的特性等の差異の有無及びその内容、用途の違い等を説明することが必要となる。
 - 添付すべき資料として、本邦の産業が生産する同種の貨物に係る商品見本、商品カタログ、業界内の商品分類表等が考えられる。
- 課税の求めができる者は、本邦の産業に利害関係を有する者であって、以下の者をいう。本セクションにおいては、申請者がこれらの者に該当することの説明が必要となる。
 - 同種の貨物の本邦の生産者又は当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体(その直接又は間接の構成員のうち2以上の者が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。)であって、当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計が、当該貨物の本邦における総生産高の4分の1以上の割合を占めるもの。
 - 同種の貨物の本邦における生産に従事する者を直接又は間接の構成員とする労働組合であって、その直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の4分の1以上の割合を占めるもの。
- 上記の者には、原則として、以下の者は含まないものとする。
 - 不当廉売された貨物の供給者又は輸入者と直接又は間接の支配関係にある生産者、不当廉売された貨物の供給者又は輸入者を直接又は間接に支配している第三者により直接又は間接に支配されている生産者、及び不当廉売された貨物の供給者又は輸入者と共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している生産者。ただし、支配関係による影響が支配関係を有しない他の生産者の行動と異なる行動をとらせるものでないことについての資料を提出し、その資料によりその旨が認められる場合にはこの限りではない。
 - 課税の求めの日の6ヶ月前の日以降に不当廉売された貨物を輸入(少量輸入を除く。)した生産者。ただし、主たる事業が不当廉売された貨物と同種の貨物の本邦における生産であることについての資料を提出し、その資料によりその旨が認められる場合にはこの限りではない。
- 生産高の出所を明らかにする。
- ※については、通常は直近の会計年度。

5 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

5-1 当該貨物の輸入の事実

5-1-1 当該貨物の正常価格

記載例

- 下記、解説②正常価格のうち、「(1)供給国内における消費向けに販売される貨物の価格(供給国内における国内販売価格)」の例-

5.不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

5-1.当該貨物の輸入の事実

5-1-1.当該貨物の正常価格

申請者は、第三者機関である業界誌が公表した市場情報から、輸出国内における消費向けに販売される価格(国内販売価格:A139.15(Aは輸出国内通貨を表す。以下同じ。))を入手した。この価格には、工場出荷段階の価格に卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料(15%)、小売業者(商社等)の手数料(10%)、物品税(消費税)等(10%)を加えた価格となっており、これらを控除して以下のとおり工場出荷段階の価格を算出した。

工場出荷段階の価格

[B] の国内販売価格 [輸出国内通貨 A ベース]	A139.15
－ 物品税(消費税)等=10%	A126.50
－ 小売業者(商社等)の手数料=10%	A115.00
－ 卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料=15%	A100.00
	[工場出荷段階の価格]

(出所)

- ・ 輸出国内の国内販売価格については、「○○weekly(△新聞社発行)」(別添資料○)参照。
- ・ 卸売業者及び小売業者の手数料、国内運賃及び保険料については、調査会社(○総合研究所)の調査報告書(別添資料○)参照。
- ・ 物品税については、A国 National Tax Agency ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。

📖 関係法令等

- ・ 政令第2条第1項
- ・ 政令第2条第2項
- ・ 政令第2条第4項
- ・ 政令第7条第1項第5号

🗨️ 解説

- ① 本セクションにおいては、不当廉売された貨物の正常価格に係る事項を記載する。
- ・ 安値での本邦への輸出販売が必ずしもダンピング(不当廉売)を意味するものではない。ダンピングの基本的な定義は、正常価格よりも低い価格で本邦の市場に販売することである。

② 正常価格

- 正常価格は、原則として、「(1)供給国内における消費向けに販売される貨物の価格(供給国内における国内販売価格)」に基づき算出される。
- 供給国内における消費向けに販売される貨物の価格は、独立の買い手との取引における価格を用いる。当該価格は、実際の販売に係るインボイスや価格表、オファー価格、市況データ又はその他の情報(市場調査等)に基づいたものであるべきであり、またその根拠となる資料を添付しなければならない。
- 工場出荷段階の価格に調整(※)するために、国内運賃、保険料、内国税等を控除しなければならない。控除した要素を特定し、その額の裏付けとなる資料を添付する。
 ※5-1-3 不当廉売差額(ダンピング・マージン)は、通常の場合、工場出荷段階における正常価格と輸出価格との差額であって、それぞれの価格は価格比較に影響を及ぼす差異を調整した後のものから算出する。
- 輸出国内の販売価格が、「入手可能でない」場合(例えば、不当廉売された貨物と同種の貨物が供給国内で販売されていない場合等)あるいは「用いることが適当でない」場合(例えば、供給国の市場が特殊な状況にある場合、販売量が少ない場合等)には、「(2)第三国輸出価格」又は「(3)構成価格」のいずれかを用いることができる。
- 「(2)第三国輸出価格」とは、不当廉売された貨物の供給国から本邦以外の国に輸出される同種の貨物の輸出のための販売価格をいう。
- 「(3)構成価格」とは、不当廉売された貨物の生産費に、同種の貨物に係る管理費、販売経費、一般的な経費及び通常の利潤の額を加えた価格をいう。

※「(3)構成価格」の算出例

(A)原料コスト	A5,000.00
(B)工場コスト(①+②+③+④)	A2,000.00
①労務コスト	A700.00
②電力コスト	A500.00
③償却コスト	A450.00
④その他コスト	A350.00
(C)生産費(A+B)	A7,000.00
(D)管理費	A1,000.00
(E)販売経費	A1,000.00
(F)一般的な経費	A1,000.00
(G)小計(C+D+E+F)	A10,000.00
(H)通常の利潤(G×2.50%)	A250.00
(I)合計(G+H)	A10,250.00
(J)生産高	100.00
構成価格(I÷J)	A102.50

※不当廉売された貨物の原産国が中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)である場合

記載例

- 下記、解説①正常価格のうち、「(1)当該原産国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格」の例-

5. 不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実の概要

5-1. 当該貨物の輸入の事実

5-1-1. 当該貨物の正常価格

中国を原産地とする輸入貨物については、当該輸入貨物の生産者が、当該輸入貨物と同種の貨物を生産している中国の産業において当該同種の貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、「当該輸入貨物の供給国(中国)と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる当該輸入貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、当該供給国(中国)と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は当該輸入貨物の原産国(中国)と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格」(不当廉売関税に関する政令第2条第1項第4号、同第3項)を関税定率法第8条第1項の正常価格とすることができる。

現在、全世界で【B】の生産者が存在するのは、日本及び中国の他は、C国、D国及びE国のみである。これら国々の一人あたりGNI(Gross National Income)は表●のとおりであり、E国が比較可能な最も近い経済発展段階にあると認められるため、申請者は、E国を「当該輸入貨物の供給国(中国)と比較可能な最も近い経済発展段階にある国」とし、E国内における消費向けに販売される価格を正常価格として用いた。なお、一人当たりのGNIに係る情報として、直近の世銀報告書(World Development Report)を別紙○として提出する。

表● 各国の一人あたりGNI

国名	一人あたりGNI
中国	●●●米ドル
C国	●●●米ドル
D国	●●●米ドル
E国	●●●米ドル
日本	●●●米ドル

(出所) 世界銀行ホームページ(<http://www.worldbank.org/en/publication/wdr2019>、別添資料○)

E国内における消費向けに販売される価格に関し、第三者機関である業界誌が公表した市場情報から入手した(E139.15(EはE国内通貨を表す。以下同じ。))。この価格には、工場出荷段階の価格に卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料(15%)、小売業者(商社等)の手数料(10%)、物品税(消費税)等(10%)が含まれており、これらを控除して以下のとおり工場出荷段階の価格を算出した。

工場出荷段階の価格

【B】のE国における国内販売価格 [E国内通貨Eベース]	E139.15
－ 物品税(消費税)等=10%	E126.50
－ 小売業者(商社等)の手数料=10%	E115.00
－ 卸売業者の手数料、国内運賃及び保険料=15%	E100.00
[工場出荷段階の価格]	

(出所)

- ・ E国内の国内販売価格については、「Producer Price Index」(別添資料○)参照。
- ・ 卸売業者及び小売業者の手数料については、「Wholesale Price Index」(別添資料○)参照。
- ・ 国内運賃及び保険料については、調査会社(○総合研究所)の調査報告書(別添資料○)参照。
- ・ 物品税については、E国 National Tax Agency ホームページ(<http://www.aaaa.gov.bb>、別添資料○)参照。

関係法令等

- 政令第2条第1項第4号
- 政令第2条第3項
- 政令第2条第4項
- 政令第7条第1項第5号
- ガイドライン7. (6)二

解説

- ① 政令第2条第3項により、不当廉売された貨物の原産国が中国である場合には、以下(1)～(3)に掲げる価格のうちいずれかを基礎として正常価格を算出することができる。
 - (4) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における消費に向けられる不当廉売された貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格
 - (5) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国から輸出された同種の貨物の輸出のための販売価格
 - (6) 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国における同種の貨物の生産費に、管理費、販売経費、一般的な経費及び通常の利潤を加えた価格
- ② 中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国(以下「代替国」という。)の価格を用いる場合には、当該代替国が、「比較可能な最も近い経済発展段階にある国」とであると判断される理由を詳細に記載するとともに、それを裏付ける証拠を添付する。また、当該代替国において、同種の貨物を生産又は輸出している者に関し、申請者の知り得た範囲で、それらの者の名称、所在地、連絡先、事業概要等を記載する。

5-1-2 当該貨物の本邦向け輸出価格

記載例

5-1-2.当該貨物の本邦向け輸出価格

申請者は、輸入者の取得価格(CIF価格)を輸入貿易統計により算出した(\$ 983. 20)。この価格には、輸出国内の工場から輸出港までの輸送費(4%)、海上運賃及び船積諸掛(輸出諸経費+通関諸経費)(3%)、保険料(2%)が含まれており、これらの諸費用を推計し控除することにより工場出荷段階(輸出価格)の価格を算出した。

輸出国内における輸出のための工場出荷段階の価格(本邦向け輸出価格)

【B】 の輸入者の取得価格 (輸出取引通貨= \$)	\$ 983. 20	※輸出国内通貨[A]への換算 換算レート[\$ 1= A 0.1] A 98. 32[CIF価格]
－ 保険料=2%	\$ 964. 00	A 96. 40
－ 海上運賃・船積諸掛=3%	\$ 936. 00	A 93. 60
－ 輸出国内輸送費=4%	\$ 900. 00	A 90. 00
(国内保険料は0)		[工場出荷段階(輸出価格)の価格]

(出所)

- ・ 輸入者の取得価格は、輸入貿易統計より算出した。詳細は、別添資料○参照。
- ・ 保険料、海上運賃・船積諸掛、輸出国内輸送費については、調査会社(○総合研究所)の調査報告書(別添資料○)参照。
- ・ 換算レートは○○銀行発行の為替相場表(別添資料○)による。

📖 関係法令等

- ・ 政令第3条
- ・ 政令第7条第1項第5号

🗨️ 解説

- ① 本セクションにおいては、不当廉売された貨物の輸出価格に係る事項について記載する。
 - 輸出価格の証拠は、個別の輸出取引に係る証憑(商業インボイス、価格提示(オファー)書類、販売員の報告書等)、又は、公式の輸入貿易統計等から入手し、その根拠となる資料を添付しなければならない。
 - 輸出価格は、正常価格と同一の商取引の段階に調整(※)されなければならない(通常の場合、正常価格、輸出価格ともに工場出荷段階の価格に調整(※)する)。控除要素としては、保険料、海上運賃・船積諸掛、輸出国内輸送費等がある。
 - 輸出価格には、C 価格以外に、海上運賃等が含まれないFOB価格等もある。また、輸出価格に影響を与える梱包仕様、販売条件(支払条件、品質保証、アフターサービス等)、及び課税(輸出税等)上の正常価格との差異についても調整(※)する必要がある。
※5-1-3 不当廉売差額(ダンピング・マージン)は、通常の場合、工場出荷段階における正常価格と輸出価格との差額であって、それぞれの価格は価格比較に影響を及ぼす差異を調整した後のものから算出する。
 - 換算レートは、原則として販売日(実質的な販売条件が定められる日(例:契約日、注文日、注文の確認日又は送り状(インボイス)の日付)等)の為替相場を用いるが、輸入貿易統計等を使用するなど販売日が特定できない場合は、例えば、統計対象期間の税関長公示レートや為替相場の平均値を用いることも可能である。
 - 輸出価格は、輸出に向けられる貨物の価格であって、本邦の独立した顧客により実際に支払われた、又は支払われる予定の価格に基づき算出される。なお、例えば、輸出者が輸入者の関係会社(子会社等)である場合には、最初に独立した買手に販売され

る価格に基づき算出される。

5-1-3 不当廉売差額(ダンピング・マージン)

記載例

5-1-3.不当廉売差額(ダンピング・マージン)

前記「5-1-1 当該貨物の正常価格」に基づき算出される調整後の正常価格及び「5-1-2 当該貨物の本邦向け輸出価格」に基づき算出される調整後の輸出価格から、下表のとおり不当廉売差額(ダンピング・マージン)及び不当廉売差額率(ダンピング・マージン率)を算出した。

不当廉売差額(ダンピング・マージン)及び不当廉売差額率(ダンピング・マージン率)

① 正常価格(工場出荷段階)	A100. 00
② 本邦向け輸出価格(工場出荷段階)	A90. 00
③ 不当廉売差額(ダンピング・マージン)	A10. 00
④ 不当廉売差額率(ダンピング・マージン率) [③/②×100]	11. 11 (%)

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第5号

🗨️ 解説

- ① 本セクションにおいては、不当廉売差額(ダンピング・マージン)に係る事項について記載する。
- ② 不当廉売差額(ダンピング・マージン)及び不当廉売差額率(ダンピング・マージン率)
 - 不当廉売された貨物の輸入の事実に関するデータについては、原則として1年間分のデータを検証しなければならない。
 - 不当廉売差額(ダンピング・マージン)は、通常の場合、工場出荷段階における正常価格と輸出価格との差額であって、それぞれの価格は価格比較に影響を及ぼす差異を調整した後のものから算出する。
 - 不当廉売差額率(ダンピング・マージン率)は、当該差額を輸出価格に対する百分率で表す。小数点以下第三位を四捨五入して記載する。
- ③ 正常価格と輸出価格の比較
 - 公正な価格比較のため、正常価格と輸出価格は、全ての点で同じである製品同士、又は貨物の物理的・化学的特性及び販売の状況や条件といった観点から、極めて類似した性質を有する貨物同士を比較する。
 - 全ての点で同じである製品以外の貨物を比較対象とした場合は、不当廉売された貨物と、同種の貨物との間における差異及び、これらの差異がどのように価格に影響するかを説明する。
 - 不当廉売された貨物の物理的・化学的特性等に基づく製品区分が1種類しか存在せず、価格帯も単一である場合には、不当廉売された貨物全体として不当廉売差額(ダンピング・マージン)を算出すれば足りる。
 - 不当廉売された貨物が、異なる形状又はタイプにより異なる価格で本邦に輸入されている場合、適切に区分し(区分の方法は、例えば、製品型番、形状、タイプ又はグレード等が想定し得る)、当該区分ごとに正常価格と輸出価格を比較して不当廉売差額(ダンピング・マージン)を算出し、それらを加重平均することにより、不当廉売された貨物全体に対して1つの不当廉売差額(ダンピング・マージン)を算出する。全ての計算過程を証拠として提出しなければならない。

- 価格比較は、同じ商取引の段階(通常は工場出荷段階)で、原則として同じ時期のものについてなされなければならない。

5-2 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

5-2-1 累積的な評価(※複数の供給国が含まれる場合のみ必要な項目)

記載例

5-2. 当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

5-2-1. 累積的な評価

同時に複数の供給国を調査対象としている場合において、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響を累積的に評価するためには、(ア)各国からの輸入に係る不当廉売価格差が僅少ではないこと、(イ)各国からの輸入数量が無視できないこと、(ウ)輸入産品との競争の状態及び輸入産品と本邦内の同種の産品との間の競争の状態に照らして輸入の及ぼす影響を累積的に評価することが適当であること、が必要である(AD 協定 3.3 条)。

複数の供給国である『A国』及び『C国』から輸入された、不当廉売された貨物の不当廉売差額率(ダンピング・マージン率)は、上記 5-1-1-3.及び 5-1-2-3.のとおり、いずれも 2%を超えており、僅少ではない(上記(ア)充足)。また、不当廉売された貨物の輸入量について、調査対象期間である〇年〇月から〇年〇月までの 1 年間では、総輸入量□□kg のうち、『A国』からの輸入量が△△kg(総輸入量比 15%)、『C国』からの輸入量が▲▲kg(総輸入量比 10%)となっており、いずれも無視できない数量であった(上記(イ)充足)。最後に、『A国』及び『C国』から輸入される【B】と、本邦の産業が生産する【B】はいずれも物理的・化学的特性、用途が同一であり、販売経路及び製造工程も概ね同じであり、本邦の市場における代替性を有していることからすれば、『A国』からの輸入品及び『C国』からの輸入品が競合するとともに、『A国』及び『C国』からの輸入品と本邦内の同種の産品が競合している(上記(ウ)充足)。

したがって、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害に関して、『A国』及び『C国』からの輸入品が及ぼす影響を累積的に評価することができる。

5-2-2.

(以下、省略)

📖 関係法令等

- AD 協定 3.3 条

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について記載する。
- 複数の供給国が調査対象である場合、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業へ及ぼす影響について、下記(ア)から(ウ)の要件を充たせば、それぞれの供給国からの輸入の及ぼす影響を累積的に評価することができる。
 - (ア)各国からの輸入に係るダンピングの価格差が僅少(2%未満)ではないこと。
 - (イ)各国からの輸入の量が無視することができるもの(各国からの輸入量が総輸入量の3%未満。)ではないこと。ただし、単独では 3%未満である国からの輸入量の合計値が総輸入量の 7%を超えるときはこの限りではない※。
 - (ウ)輸入品同士の競争関係及び輸入品と国産品の競争関係が認められること。※通常、単独の供給国からの輸入量が総輸入量の 3%未満である場合に、当該輸入の量は無視することができるが、複数国の場合には、当該 3%未満の輸入量の合計値が 7%を超えるか否かで判断する。

5-2-1 当該貨物の輸入量(※複数の供給国が含まれる場合は「5-2-2」となり、当該記載例に準じて、累積的な評価が分かるように作成する。以下同様に繰り下げ。)

記載例

5-2.当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

5-2-1.当該貨物の輸入量

本邦の【B】市場における国内需要量は、①年度が754千 MT、②年度が758千 MT、③年度が765千 MTである。この本邦市場に対し『A国』からの輸入量の本邦の総輸入量に占める割合は、①年度が81.7%、②年度が85.9%、③年度が92.3%と著しく増加した。また国内需要量に占める『A国』からの輸入の割合は、①年度が28.5%、②年度が34.7%、③年度が57.6%となり、本邦市場においてその市場占拠率を拡大した。

図表〇 輸入動向

単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比
全世界輸入量 (千 MT)	263	306	478	+81.7%
『A国』からの輸入量 (千 MT)	215	263	441	+105.1%
全世界輸入量に占める『A国』の割合 (%)	81.7%	85.9%	92.3%	+10.6ポイント
国内需要量 (千 MT)	754	758	765	+1.5%
国内需要量に占める『A国』製品の市場占拠率 (%)	28.5%	34.7%	57.6%	+29.1ポイント

(出所:〇〇〇)

5-2-2 当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

記載例

5-2-2.当該貨物の輸入が本邦の同種の貨物の価格に及ぼす影響

不当廉売された貨物の国内販売価格については貿易統計に基づく輸入価格(CIF価格)を用いた。当該価格と販売段階を合わせるため、本邦の産品については申請者の工場出荷価格情報(別紙○)に基づいた。

①年度頃までは平均単価2,000円/kg程度で推移していた国産品の国内販売価格が、『A国』産の不当廉売された貨物の輸入の影響を受けて②年度頃から急速に値を下げ始めた。③年度は更に価格差が開くとともに、国産品販売価格は引き続き下落傾向にある。

こうした価格の下落は、産業上の使用者から、不当廉売輸入された安価な貨物の価格を引き合いに値下げを要求された(別紙○)ことにより、対応を余儀なくされていたために生じたものである。具体的には、本邦の産業が主に販売している b タイプ(普通品)について、b タイプの国産品の国内販売価格は、②年度は 1,850 円/kg 程度で推移していたところ、取引先から、『A国』産品の価格は 1,600 円/kg であるため同等の価格まで引き下げよう求められ(別紙○)、生産量を維持するために販売量を確保しようと値下げしたことから、b タイプの国産品の国内販売価格は③年度には 1,750 円/kg に下落した。

図表○ 価格動向

単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比
国産品の国内販売価格 (円/kg)	2,000	1,900	1,800	▲10.0%
『A国』産品の国内販売価格 (円/kg)	1,850	1,680	1,350	▲27.0%
国産品と『A国』産品の国内販売価格差額 (円/kg)	150	220	450	+200.0%
国産品と『A国』産品の国内販売価格差率 (%)	7.5%	11.6%	25.0%	+17.5ポイント

(出所:○○○)

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第5号
- ガイドライン6. (2)四②イ、ロ

👉 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について記載する。
- 調査当局が調査開始を正当化するために十分な証拠があると決定するためには、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業への損害等に係るデータがなければならない。これらのデータのうち、本項では、不当廉売された貨物の輸入の量及び価格について記載するものである。(次項で、それらによる本邦の産業への影響について記載する。)
- 全てのデータは当該産品のみに係るものでなければならない。この根拠となる資料を添付すること。また、データの推定又は調整を行った場合にはその旨及び方法を明記する。記載例表中の項目・指標以外に関連するものがある場合にはそれも含める。

- 複数の本邦の生産者が存在する場合には、全ての者のデータの合計(平均値が必要な場合は、加重平均する)を記載する。ただし、一部のデータしか提出できない場合は、その旨明記する。
- 全てのデータは原則として直近3年間について示す(通常は会計年度)。
- 提出が求められている指標等について、当該データが提出できない場合にはその旨及び理由を明記する。
- 輸入動向
 - 輸入量や国内需要量は可能な限り公的な統計データ等に基づき提示することが必要となる。
- 価格動向
 - 不当廉売された貨物の輸入が本邦の価格に及ぼす影響を検討する上で、国産品と『A国』製品の日本国内での販売価格差の有無及びその程度を考慮するため、全ての商品タイプの価格を加重平均したものを比較することに加え、類似の商品タイプ別に本邦内で販売された『A国』製品の価格と国産品の国内販売価格とを受渡条件を合わせて比較する。
 - ただし、国産品及び輸入品の不当廉売された貨物が価格帯の異なる複数の商品タイプから構成される場合には、すべての商品タイプ別の販売価格を確認するのではなく、特定の代表的な商品タイプに着目することにより、本邦市場での販売価格の推移を評価することができる。
 - 国産品の国内販売価格は、本邦内で販売された国産品の工場出荷段階又は庭先渡し条件での価格の加重平均価格が一般的であるが、業界団体が行った市場調査による統計、その他の報告書なども使用することができる。
 - 『A国』製品の国内販売価格は、国産品の工場出荷段階価格との比較を行う場合は、輸入貿易統計による単位ごとの平均CIF価格を使用することができる。国産品の庭先渡し価格との比較を行う場合は、当該CIF価格に輸入関税、輸入者口銭、港湾手数料などの経費等を加算することにより、『A国』製品の本邦市場における販売価格を算出する。

また、特に、『A国』製品の商品タイプ別の国内販売価格を示す際には、当該商品の本邦内で販売された価格を直接又は間接的に示す書面(価格表、見積書、申請者販売員の営業報告書等)などが情報源として有用。その他の情報源としては、公的/私的研究、市場調査も使用し得る。

- 国産品と『A国』製品の国内販売価格差は、国産品の国内販売価格を基に、『A国』製品の国内販売価格との関係を価格差及び百分率で表わす。

(価格差) 国産品の国内販売価格－『A国』製品の国内販売価格

(百分率) $\frac{\text{国産品の国内販売価格} - \text{『A国』製品の国内販売価格}}{\text{国産品の国内販売価格}} \times 100$

5-2-3 当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

記載例 1 (国内産業の全てのデータで申請する場合)

5-2-3.当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

上述した不当廉売された貨物の輸入量の増加と価格引下げにより、国産品の販売量が減少し、販売価格が引き下げられている。③年度には原材料及び燃料の価格上昇により国産品の製造原価が上昇したが、不当廉売された貨物はむしろ価格を引き下げたため、本邦の産業は、かかる製造原価の上昇分の一部しか販売価格に転嫁することができず、さらに販売量、市場占拠率は減少した。その結果、③年度には売上高が売上原価を下回り、利潤は営業赤字、経常赤字となった。また、かかる状況は、本邦の産業における生産高の減少、稼働率の低下、期末在庫の増加を招き、これに伴い、投資収益率、営業キャッシュフロー、雇用、賃金、成長も悪化した。

これらの経済指標から、不当廉売された貨物の輸入の影響により、本邦の産業は実質的な損害を被っている状況にあることが示されている。

図表○ 損害指標

		単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比
国産品の国内販売量		(千 MT)	491	456	287	▲41. 5%
国産品の市場占拠率 [国産品の国内販売量/国内需要量]		(%)	65. 1%	60. 2%	37. 5%	▲27. 6 ポイント
国産品の自家消費量		(千 MT)	15	13	10	▲33. 3%
国産品の国内販売額		(百万円)	956	846	500	▲47. 7%
国産品の自家消費額		(百万円)	26	21	15	▲42. 3%
売上高(国内販売額+自家消費額)		(百万円)	982	867	515	▲47. 6%
利潤 (利益)	営業利益	(百万円)	67	21	▲10	正→負
	経常利益	(百万円)	25	11	▲7	正→負
生産高(生産量)		(千 MT)	518	472	299	▲42. 3%
生産性 [生産量/雇用]		(千 MT/人)	5. 9	5. 5	3. 7	▲37. 3%
投資	設備投資額 [該当貨物部分]	(百万円)	155	148	66	▲57. 4%
	投資率 [上記投資額/全社投資額]	(%)	7. 4%	4. 3%	1. 6%	▲5. 8 ポイント
投資 収益	[営業利益/設備投資額]	(%)	14. 2%	5. 9%	▲9. 8%	▲24. 0 ポイント
	[経常利益/設備投資額]	(%)	5. 3%	3. 1%	▲6. 8%	▲12. 1 ポイント
操業度(稼働率) [生産量/生産能力]		(%)	65. 0%	60. 0%	55. 0%	▲10. 0 ポイント
キャッシュフロー		(百万円)	920	715	▲60	正→負
期末在庫		(千 MT)	期首	15	19	+46. 1%
			9			
雇用		(人)	88	86	80	▲9. 1%
賃金		(千円/月・人)	335	330	325	▲2. 9%
成長		生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。				
資本調達能力		新規設備投資の抑制が認められるなど資本調達能力は低下傾向にある。				

(出所:○○○)

記載例 2(国内産業の一部のデータで申請する場合)

5-2-3.当該貨物の輸入が本邦の産業に及ぼす影響

上述した不当廉売された貨物の輸入量の増加と価格引下げにより、国産品の販売量が減少し、販売価格が引き下げられている。③年度には原材料及び燃料の価格上昇により国産品の製造原価が上昇したが、不当廉売された貨物はむしろ価格を引き下げたため、かかる製造原価の上昇分の一部しか販売価格に転嫁することができず、さらに販売量、市場占拠率は減少した。その結果、③年度には売上高が売上原価を下回り、利潤は営業赤字、経常赤字となった。また、かかる状況は、生産高の減少、稼働率の低下、期末在庫の増加を招き、これに伴い、投資収益率、営業キャッシュフロー、雇用、賃金、成長も悪化した。

このように、申請者の売上高が減少し、損害が発生していることを踏まえると、不当廉売された貨物の輸入の影響により、本邦の産業全体においても実質的な損害が生じていると考えられる。

なお、以下に記載する損害指標のうち、「国産品の販売量」、「国産品の市場占拠率」（、「△△」及び「●●」）以外の指標については、申請者（及び申請者以外に本邦において【B】を生産している株式会社▽▽）に係るものについて記載している。

図表〇 損害指標

	単位	①年度	②年度	③年度	対①年度比	
国産品の国内販売量	(千 MT)	491	456	287	▲41. 5%	
国産品の市場占拠率 [国産品の国内販売量/国内需要 量]	(%)	65. 1%	60. 2%	37. 5%	▲27. 6 ポイント	
国産品の自家消費量	(千 MT)	15	13	10	▲33. 3%	
国産品の国内販売額	(百万円)	956	846	500	▲47. 7%	
国産品の自家消費額	(百万円)	26	21	15	▲42. 3%	
売上高(国内販売額+自家消費額)	(百万円)	982	867	515	▲47. 6%	
利潤 (利益)	営業利益	(百万円)	67	21	▲10	正→負
	経常利益	(百万円)	25	11	▲7	正→負
生産高(生産量)	(千 MT)	518	472	299	▲42. 3%	
生産性 [生産量/雇用]	(千 MT/人)	5. 9	5. 5	3. 7	▲37. 3%	
投資	設備投資額 [該当貨物部分]	(百万円)	155	148	66	▲57. 4%
	投資率 [上記投資額/全社投資額]	(%)	7. 4%	4. 3%	1. 6%	▲5. 8 ポイント
投資 収益	[営業利益/設備投資額]	(%)	14. 2%	5. 9%	▲9. 8%	▲24. 0 ポイント
	[経常利益/設備投資額]	(%)	5. 3%	3. 1%	▲6. 8%	▲12. 1 ポイント
操業度(稼働率) [生産高/生産能力]	(%)	65. 0%	60. 0%	55. 0%	▲10. 0 ポイント	
キャッシュフロー	(百万円)	920	715	▲60	正→負	
期末在庫	(千 MT)	期首	15	19	+46. 1%	
		期末 9 13				
雇用	(人)	88	86	80	▲9. 1%	
賃金	(千円/月・人)	335	330	325	▲2. 9%	
成長	生産設備の停止、研究開発費の抑制など成長の見込みは鈍化傾向にある。					
資本調達能力	新規設備投資の抑制が認められるなど資本調達能力は低下傾向にある。					

(出所:○○○)

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第5号
- ガイドライン6. (2)四②ハ

👉 解説

- 本セクションにおいては、不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について記載する。
- 調査当局が調査開始を正当化するために十分な証拠があると決定するためには、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業への損害等に係るデータがなければならない。これらのデータのうち、前項に記載した輸入量及び価格による本邦の産業への影響に関するものを記載する。
- 全てのデータは当該産品のみに係るものでなければならず、この根拠となる資料を添付すること。また、データの推定又は調整を行った場合にはその旨及び方法を明記する。記載例表中の項目・指標以外に関連するものがある場合にはそれも含める。
- 複数の本邦の生産者が存在する場合には、全ての者のデータの合計(平均値が必要な場合は、加重平均する)を記載するよう努める(記載例1)。ただし、一部のデータしか提出できない場合は、その旨明記する(記載例2)。
- 全てのデータは原則として直近3年間について示す(通常は会計年度)。
- 提出が求められている指標等について、当該データが提出できない場合にはその旨及び理由を明記する。
- 損害指標
 - 損害指標は、可能な限り商法等で定められた帳簿等のデータに基づき提示することが必要となる。
 - 指標のデータは、不当廉売された貨物と同種の貨物のみに係るものでなければならないが、当該貨物の生産部門単体で管理していない場合には、全社ベースのデータを当該貨物の売上高比率等に基づき部門としての指標に調整する等、適当な方法で算出したデータを示す必要がある。その場合には、その旨及び方法を明記する。
 - 輸出がある場合には、当該データは原則として除外する。
 - 国産品の国内販売量は、自家消費分を除外する。
 - 国産品の市場占拠率は、国産品の国内販売量が国内需要量(国産品の国内販売量+総輸入量)に占める割合を算出する。
 - 自家消費は、生産したものを出荷することなく自社製品に使用するもの等を記載する。
 - 売上高は、国内販売額及び自家消費額を合算する。利潤は当該売上高を基に算出する。
 - 生産高(生産量)は、自家消費向けも含む。また、輸出分を除外することができない場合には、輸出分を含む数値とする(生産性、投資及び雇用等その他の項目も同様。)
 - 雇用は、不当廉売された貨物と同種の貨物を生産するために「生産及び関連業務に従事した従業員※」の平均雇用人数を記載する。
※「生産及び関連業務に従事した従業員」は、本邦産同種の貨物に係る生産、検査、入荷、在庫管理、包装、保管、出荷、保守管理、修理、保安、製品開発、帳簿管理及び生産活動と密接に関連するその他のサービスに係る者並びに全非管理職従業員(班長及びトレーニー等)を対象とする。
 - 資本調達とは、いわゆる資金調達のことであり、融資や株式発行により、他人資本あるいは自己資本を増強することをいう。

5-2-4 因果関係

5-2-4-1 当該貨物の輸入による影響

5-2-4-2 当該貨物の輸入以外の要因による影響

記載例

5-2-4.因果関係

5-2-4-1.当該貨物の輸入による影響

前節で述べたとおり、不当廉売された貨物の輸入量の急増及び価格の引下げにより、本邦産の同種の貨物の販売量、市場占拠率及び販売価格が下落した。現に、産業上の使用者からは、不当廉売された安価な貨物の価格を引き合いに値下げ要求が行われている(別紙〇)。これらの事実は、本件不当廉売と本邦の産業の実質的な損害に因果関係があることを十分に示している。

5-2-4-2.当該貨物の輸入以外の要因による影響

本邦の産業の状況に影響を与え得る他の要因として、以下のものが考えられる。しかし、以下に述べるとおり、いずれも本邦の産業の状況に影響を与えているものではない。

- 『A国』の輸出者以外にC国・D国等、本邦【B】市場に【B】を輸出している国があるが、それらの国からの輸入量は全体の輸入量の〇%に過ぎないうえ、過去〇年間にわたり極めて限定的な水準に留まっている(別紙〇)。また、それらの国からの輸入価格は、国産品の販売価格を大きく上回っている(別紙〇)。このため、それらの国からの輸入が、本邦【B】市場に損害をもたらすことのできる要因とは認められない。
- 申請者の新規投資が生産能力を増加させるなどし、その結果、販売価格が値崩れするなどして申請者に損害が発生した事実も存在しない(別紙〇)。
- 産業上の使用者が購入した【B】の用途別の割合は大きな変動はなく、消費態様の変化はないと判断できる(別紙〇)。
- 国内産業の経済指標は輸出の影響を排除した後のデータであるので、輸出実績は本邦の産業の状況に影響を与えているものではない。
- 別紙〇に示したとおり、①年度から③年度の間で自家消費量に顕著な変動はない。また、自家消費価格は、『A国』製品の国内販売価格の影響を受けている商品市場価格を適用している。したがって、自家消費価格及び自家消費額は①年度以降減少しているものの、当該減少は、不当廉売された『A国』製品の価格引下げによるものである。

関係法令等

- 政令第7条第1項第5号

解説

- 本セクションにおいては、因果関係に係る事項について記載する。
- 不当廉売された貨物の輸入による影響
 - 上記までの不当廉売された貨物の輸入の量及び価格、また、それらによる本邦の産業への影響に関する実質的な損害等の事実に加え、申請者は実質的な損害等が不当廉売された貨物の輸入によって引き起こされていること(因果関係があること)を示さなければならない。この因果関係は、通常、安価な輸入の増大と、損害指標に見られる本邦の産業の状態悪化との同時発生を基本として、不当廉売された貨物と本邦の同種の貨物との間の市場における競争・代替関係の存在及び程度によって示される。
- 不当廉売された貨物の輸入以外の要因による影響
 - 因果関係において、不当廉売された貨物の輸入が損害の唯一の要因であるべきことが

求められるものではないが、申請者は、不当廉売された貨物の輸入以外の要因が本邦の産業の状態悪化に影響を及ぼしているか否かを検討しなければならない。そうした要因には、特に、不当廉売価格によることなく販売されている輸入の量及び価格、需要の減少又は消費態様の変化、外国の生産者及び国内生産者の制限的な商慣行並びに外国の生産者と国内生産者との間の競争、技術の進歩並びに本邦の産業の輸出実績及び生産性を含む(なお、これら以外にも本邦の産業の状況に影響を与えた特殊な事情があれば、検討を行う。)

- 6 提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

記載例

6.提出に係る書面に記載された事項の一部又は証拠の全部若しくは一部を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

次の理由により、本書面に記載された事項の一部又は証拠の一部を秘密として取り扱うことを求める。

秘密として取り扱うことを求める部分	理由
課税を求める書面の本文中【 】で囲まれた部分	本文中、脚注に記載。
別紙1の○頁の【 】で囲まれた部分	何れもタイプ毎の生産高、国内販売量や国内販売価格という申請者にとって極めて重要な営業情報であり、これらが開示されると今後の営業活動に支障をきたすため。
別添資料1-□の△頁の▼行目の【 】で囲まれた部分	申請者以外の第三者の営業上の秘密事項にあたる情報であり、さらに、情報提供者も秘密としての取扱いを要請しているため。
別添資料1-□の△頁の■行目の【 】で囲まれた部分	各需要者の仕入先・取扱い商社・原料購入量・購入価格等に関する情報であり、何れも各者にとって秘密情報と考えられるため。
別添資料1-▲の▽頁の【 】で囲まれた部分	本邦内で販売された価格(産業上の使用者への販売価格)は、申請者が各需要者より入手した情報であり、かかる情報は、各需要者にとって秘密情報と考えられるため。
別添資料1-◇の●頁の【 】で囲まれた部分	『A国』における国内販売価格(工場出荷段階)及び対日輸出価格(工場出荷段階)を求めるための各種の項目の推定根拠に関する記述は、判明すれば、申請者と取引先との間の関係を著しく悪化させる事態が考えられるため。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第6号
- 政令第7条第6項～第10項

📖 解説

- 本セクションにおいては、秘密として取り扱うことを求める事項について記載する。
- 課税を求める書面又は証拠に含まれる記載部分について、その開示が競争者に対して競争上著しい利益・不利益を与える場合には、課税を求める書面の提出に当たって、課税を求める書面又は証拠における記載部分について秘密としての取扱いが必要となるのかを指定し、秘密として取り扱うことを求める旨及びその理由を書面で提出することにより、秘密として取り扱うことを求めることができる。
- 課税を求める書面又は証拠に秘密としての取扱いを求める記載部分が含まれる場合には、課税を求める書面等は、当該記載部分を要約した「開示版」と、当該記載部分も含めた「非開示版」の二種類を提出する必要がある。
- 要約の方法について、ガイドライン別添3の「秘密証拠等の要約の作成例」を参照し、開示版においては、次の例のように、秘密扱いを求める記載部分について可能な限り概要説明

又は指数化を行う。

➤ 例 1: 取引先の名称等の概要説明

＜非開示版＞

「【〇〇商事株式会社】から、輸入品の価格は【22%】低いと証言を得た(別添資料1-□参照)。」

＜開示版＞

「【申請者の販売先の1社】から、輸入品の価格は【約20%】低いと証言を得た(別添資料2-□参照)。」

➤ 例 2: 実数の指数化

＜非開示版＞

	①年度	②年度	③年度
生産額(万円)	【200.0】	【300.0】	【400.0】

＜開示版＞

	①年度	②年度	③年度
生産額 (①年度を100とした指数)	【100】	【150】	【200】

- 調査当局が、証拠等を秘密として取り扱うことにつき正当な理由がないと認める場合には、その旨及び理由が通知される。それでもなお申請者が秘密として取り扱うことの求めを撤回せず、かつ、適切な「開示版」が提出されない場合は、当該証拠等を調べないことがある。
- 検討の結果、AD調査を開始することが決定された場合は、速やかに不当廉売された貨物の供給者又はその団体、輸入者又はその団体及び輸出国政府に対して開示版の課税を求める書面が提供されることになる。また、他の利害関係者に対しても、開示版の課税を求める書面が提供される場合がある。
- 秘密として取り扱うことを求める部分及びその理由については、記載例のように詳細な説明を一覧表にして提出することが望ましい。

7 当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

記載例 1(申請者の生産量が本邦における総生産量の50%を超えている場合)

7.当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記 4-2 記載のとおり、申請者は、【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全〇社のうちの 3 社であり、その〇〇年度の【B】生産量の合計は、本邦【B】総生産量の75%を占める。したがって、不当廉売関税に関する政令第 7 条第 1 項 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン 6.(2)に定める支持の状況に係る要件を満たしている。

記載例 2(申請者の生産量が本邦における総生産量の50%を超えていない場合)

(支持の状況等を確認できた場合(本邦生産量の50%超を占める生産者の支持を確認できない場合を含む。))

7.当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記 4-2 記載のとおり、申請者は、【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全〇社のうちの 3 社であり、その〇〇年度の【B】生産量の合計は、本邦【B】総生産量の44.5%を占めるにすぎない。本邦における【B】の総生産量の約2.5%を生産している株式会社××は当該課税の求めを支持しており、上記 4-2 で示したとおり、データ提供等で協力している。株式会社××からの念書を参照(別紙〇)。また、本邦における【B】の総生産高の約19.5%を生産している株式会社△△は当該課税の求めに反対している。なお、総生産高の約2%を生産している株式会社▽▽は6ヶ月以内に不当廉売された貨物を輸入しているため、本邦の生産者には含まれない。

申請者、株式会社△△、株式会社××及び株式会社▽▽を除いた本邦の生産者(本邦における【B】の総生産高の31.5%)については、当該課税の求めを支持するか否かの確認はできていないものの、支持者である申請者及び株式会社××の生産高の合計は47%であり、株式会社△△の生産高(19.5%)を超えている。

(支持の状況を確認できていない場合)

7.当該課税の求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

上記 4-2 記載のとおり、申請者は、【B】を生産・販売している本邦【B】産業を構成する全〇社のうちの 3 社であり、その〇〇年度の【B】生産量の合計は、本邦【B】総生産量の44.5%を占めるにすぎない。また、申請者において調査を行ったものの、申請者以外に本邦において【B】を生産している者について、当該課税の求めを支持するか否かの確認はできておらず、不当廉売関税に関する政令第 7 条第 1 項 7 号及び不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン 6.(2)に定める支持の状況に係る要件を満たしていることを示すことができない。

関係法令等

- 政令第7条第1項第7号
- ガイドライン6.(2)一～三

解説

- 本セクションにおいては、関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況に係る事項を記載する。
- 申請者の生産量の合計が本邦における総生産量の50%を超えている場合には、当該課税の求めに対する関係生産者等の支持の状況について、ガイドライン6. (2)三①に該当することが自動的に明らかになるが、50%を超えていない場合は、把握可能な限り申請者以外の者の支持の状況を定量的に示す必要がある。
- 申請者が提出した支持状況により調査開始の要件を判断できない場合には、申請後に産業所管省庁が課税申請に対する支持状況を国内生産者に対して確認できる(ガイドライン6. (2)一)。

課税を求める書面(ガイドライン6. (2)一に記載されている産業所管大臣による確認が行われた場合には、当該確認の結果)により、①' 当該課税の求めを支持している関係生産者等の当該貨物の本邦における生産量の合計が、②' 当該課税の求めに反対することを明らかにしている関係生産者等の当該貨物の本邦における生産量の合計を超える(①' > ②')ことが示されない場合は、調査の必要性があるとは認めない。

なお、①' が本邦における総生産量の50%を超えている場合には、ガイドライン6. (2)三①に該当することが確実なため、その他の者の支持の状況を示す必要はない(記載例1参照)。一方、①' が本邦における総生産量の50%を超えていない場合には、把握可能な限りそれ以外の者の支持の状況を把握するものとする(記載例2参照)。

- また、同様に、関係労働組合が申請者である場合であって、その構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の50%を超えない場合には、把握可能な限り申請者以外の者の支持の状況を定量的に示す必要がある。

課税を求める書面(ガイドライン6. (2)一に記載されている産業所管大臣による確認が行われた場合には、当該確認の結果)により、①" 当該課税の求めを支持している当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が、②" 当該課税の求めに反対することを明らかにしている当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計を超える(①" > ②")ことが示されない場合は、調査の必要性があるとは認めない。

なお、①" が当該生産に従事する者の総数の50%を超えている場合には、ガイドライン6. (2)三②に該当することが確実なため、その他の者の支持の状況を示す必要はない。一方、①" が当該生産に従事する者の総数の50%を超えていない場合には、把握可能な限りそれ以外の者の支持の状況を把握するものとする。

8 その他参考となるべき事項

8-1 不当廉売された貨物の輸入者及び供給者

8-2 当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

8-3 当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

記載例

8.その他参考となるべき事項

8-1.不当廉売された貨物の輸入者及び供給者及び供給者

申請者が知り得た全ての本邦の輸入者及び供給者(生産者又は輸出者)を別紙○に示す。当該輸入者及び供給者は申請者の調査により判明したものであり、このほかにも存在する可能性がある。

8-2.当該貨物と同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等

不当廉売された貨物と同種の貨物である【B】の本邦における生産者は、申請者のほかに○社あるが、団体は存在しない。当該生産者らの名称及び住所等は以下のとおり。

- ○○株式会社 東京都○○区○○1-2-3 TEL 03-○○○○-○○○○
- △△株式会社 東京都△△区△△4-5-6 TEL 03-△△△△-△△△△

8-3.当該貨物と同種の貨物の産業上の使用者及びその団体

申請者の知り得た【B】の産業上の使用者は○社あり、その団体は○団体ある。それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

- 産業上の使用者
 - 株式会社○○ 北海道○○市○○○町7 TEL 011-○○○-○○○○
 - △△有限会社 沖縄県△△市△△△町8 TEL 098-△△△-△△△△
- 団体
 - 社団法人○○ 大阪府大阪市○○○区9 TEL 06-○○○○-○○○○
 - △△△業協会 京都府京都市△△△町0 TEL 075-△△△-△△△△

8-4 当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体

8-5 当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

8-6 当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

記載例

8-4.当該貨物と同種の貨物の主要な消費者団体

(当該貨物が小売に供されている場合に限る。)

【B】は小売もされており、申請者の知り得た本邦における主要な消費者団体は○団体あり、それらの者の名称及び住所等は以下のとおり。

- ○○消費者連合会 東京都○○市○○町1 TEL 03-○○○○-○○○○
- △△消費者連合会 神奈川県横浜市△△町2 TEL 045-△△△-△△△△

8-5.当該貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況

本邦における【B】のAD関税課税の事例はないが、199×年にX国においてAD関税(『A国』は5%~150%)が課税され(別紙○)、続いて、200×年にY国においてもAD関税(『A国』は0%~38%)が課税されている(別紙○)。

8-6.当該貨物と同種の貨物の国際取引の一般的状況

世界全体における【B】の貿易量を見ると別添資料○のとおりで、**年においては、***千MTである。また、同年における【B】の世界の生産高合計は***千MTである。つまり、生産高の約半分が国際取引されている。**年における『A国』産【B】の生産量及び輸出量を見ると、それぞれ***千MT、***千MTであり、世界全体の貿易量及び生産高合計のそれぞれ○%と○%を占めていることになる。

📖 関係法令等

- 政令第7条第1項第8号

🗨️ 解説

- 本セクションにおいては、その他参考となるべき事項について記載する。
- 本邦の輸入者
 - 申請者が知り得た範囲において、それぞれの輸入者の名称、所在地及び連絡先を記載する。
 - 輸入者については、実際に輸入した貨物が不当廉売されているか否かについて確認されていないとしても、不当廉売関税を課すことを求める貨物を輸入していれば記載する。
- 同種の貨物を生産している申請者以外の本邦の生産者等、産業上の使用者及びその団体並びに主要な消費者団体
 - 申請者が知り得た範囲において、申請者以外の同種の貨物の生産者及びその団体の有無並びにそれらの者の名称、住所等を記載する。また、同様に知り得た範囲において、産業上の使用者及び主要な消費者団体についての情報も記載する。
- 不当廉売された貨物の本邦及び他国における不当廉売関税課税状況
 - 本邦における不当廉売された貨物の過去の課税実績、本邦において既に他の供給国又は供給者を対象に課税が行われているか否か、他国における不当廉売された貨物に対する課税実績・状況等について記載する。
- 同種の貨物の国際取引の一般的状況
 - 知り得た範囲において、対象貨物と同種の貨物の世界全体の貿易量の合計及び生産高の合計に対する対象貨物の原産国における輸出量及び生産高等を客観的に記載する。